住所　福岡市東区筥松4丁目16番59―701号
姜陽子　昭和50年5月30日生
住所　福岡市南区井尻4丁目10番24―706号
金秀鎭　昭和63年8月31日生
住所　山口県下関市山の田東町2番32―401号
金直樹　昭和54年3月23日生
住所　山口県岩国市麻里布町3丁目1番25号
朴廣隆　昭和32年7月26日生
金乃里子　昭和38年4月30日生
住所　東京都大田区西蒲田7丁目43番2―505号
朴宗史　平成5年3月23日生
住所　広島県安芸高田市吉田町相合314番地1
朴真史　平成6年6月14日生
住所　山口県岩国市麻里布町6丁目10番32号
金洋子　昭和36年7月8日生
住所　広島市安佐南区相田5丁目38番6号
徐泰權　昭和12年6月9日生
住所　広島県呉市吉浦中町3丁目1番16―102号
徐美恵子　昭和26年7月24日生
住所　東京都目黒区目黒本町2丁目14番21―210号
崔寛美　昭和58年2月8日生
住所　長野県佐久市小田井660番地8
崔香順　昭和51年2月7日生
住所　横浜市戸塚区秋葉町578番地6
林真　昭和58年10月5日生
住所　横浜市保土ケ谷区天王町1丁目2番地11
モハメッド・ムヒディン・オマリー・シャフィーク　昭和40年10月1日生
住所　横浜市戸塚区川上町98番地2
趙眞淑　昭和47年1月15日生
住所　横浜市旭区左近山171番地3
陸磊　昭和53年3月7日生

○外務省告示第十二号

一　次に掲げる各国の政府は、「国際連合教育科学文化機関憲章」の受諾書を、それぞれ、その国名に対応する日にグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府に寄託し、かつ、同憲章に署名した。よって、同憲章は、同日に次に掲げる各国について効力を生じた。

パラオ共和国	平成十一年九月二十日
ミクロネシア連邦	平成十一年十月十九日
東ティモール民主共和国	平成十五年六月五日
ブルネイ・ダルサラーム国	平成十七年三月十七日
モンテネグロ	平成十九年三月一日
南スーダン共和国	平成二十三年十月二十七日

二　セルビア共和国政府は、前記の憲章を、平成十八年六月三日から承継した。

（平成二十四年十一月二十三日付けグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府外務省口上書）

平成二十五年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第十三号

平成二十四年十二月十八日にポルトープランスで、ハイチ共和国における国際連合平和維持活動に従事している日本国の施設部隊の資機材の一部の贈与に関する次の書簡の交換がハイチ共和国政府との間に行われた。

平成二十五年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とハイチ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化することを目的として行われる日本国の資機材の贈与に関して日本国政府の代表者とハイチ共和国政府の代表者との間で最近行われた討議に言及するとともに、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、ハイチ共和国の経済社会開発及びハイチ共和国国民の福祉に寄与するため、日本国の関係法令に従い、ハイチ共和国政府に対し、ハイチ共和国における国際連合平和維持活動に従事している日本国の施設部隊の資機材であって、この書簡の付表に掲げるもの（以下「資機材」という。）を贈与する。

2　ハイチ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　資機材が、適正にかつ専ら、ハイチ共和国の領域においてハイチ共和国の経済社会開発及びハイチ共和国国民の福祉を増進するために使用されるようにし、軍事目的に使用されないようにすること。

(b)　資機材の使用のために又はそれに関連して必要な全ての経費を負担すること。

(c)　要請に応じ、日本国政府に対し、資機材の使用に関する情報を提供すること。

(d)　ハイチ共和国政府以外の第三者への移転を含む資機材の処分については、日本国政府との協議の後、日本国政府の書面による事前の同意を得ること。

3　両政府は、この取極から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びハイチ共和国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年十二月十八日にポルトープランスで

在ハイチ大使館大使　倉富健治

ハイチ共和国外務・宗務大臣
ピエール＝リシャール・カジミール閣下

付表

1　建設用機材

(1)　油圧ショベル	五台
(2)　ドーザ	四台
(3)　バケットローダ	三台
(4)　グレーダ	二台

2　医療機材

(1)　X線撮影装置	一台

（ハイチ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

○厚生労働省告示第四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十五年一月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
エルビテグラビル	ＨＩＶ感染症	日本たばこ産業株式会社　東京都港区虎ノ門二丁目二番一号	平成二十四年十一月十四日
コビシスタット	抗ＨＩＶ薬に対する薬物動態学的増強	日本たばこ産業株式会社　東京都港区虎ノ門二丁目二番一号	平成二十四年十一月十四日
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	スティーブンス・ジョンソン症候群及び中毒性表皮壊死症（全身ステロイド療法の効果不十分な場合）	日本製薬株式会社　東京都千代田区東神田一丁目九番八号	平成二十四年十一月十四日

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ハイチ共和国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十二年十二月十八日にポルトープランスで

ハイチ共和国外務・宗務大臣
ピエール＝リシャール・カジミール

在ハイチ大使館大使　倉富健治殿

○外務省告示第十四号

平成二十四年十二月二十七日にワガドゥグーで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億七千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側	杉浦勉在ブルキナファソ大使
ブルキナファソ側	イペネ・ジブリル・バソレ外務・域内協力大臣

平成二十五年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄